

大阪損保革新懇ニュース

大阪損保革新懇事務局
 大阪市中央区道修町3-3-10
 日宝道修町ビル3F
 06-6232-1095

「戦争法廃止署名」3000筆突破 平和安全保障関連法施行の今 さらに前進を！

安倍自公政権のもと国会内の多数の横暴で2015年9月19日「成立」した「戦争法」が3月29日施行されました。私たちは「戦争させない・9条壊すな！総がかり行動実行委員会」の呼びかけに応え、2000万人署名「戦争法の廃止を求める統一署名」を1月から取り組んできました。

大阪損保革新懇が取扱団体として全会員によびかけ、3月末現在3000筆を超え当初の目標を超過しました。町内会や同窓生によびかけ一人で300筆を超える人、職場の仲間呼びかけ100筆を超える人など、多くの会員のみなさんご奮闘のたまものです。施行後の今、運用させない運動が重要となっています。締め切り4月25日（5月3日の憲法集会に間に合わせる為）までさらに積み上げましょう。何としてもこの危険な「戦争法」を廃止に追い込みたいと考えています。会員みなさんの一層のご協力をお願いします。

代理店手数料 ポイント制度問題で

近畿財務局に申し入れ

「『顧客第一』で健全な損保産業をめざす代理店有志」（代理店プロジェクト）は、3月17日、近畿財務局に要請書を提出しました。今回で6度目の要請になります。

今年度は、代理店手数料ポイント問題にしばって要請を行いました。4月8日に再度訪問し回答を求めます。

要請内容は以下のとおりです。

「手数料ポイント制度」の問題点

かつて代理店手数料は、一定の基準を満たす代理店の場合一律でした。ところがここに手数料ポイント制度が導入されました。その手数料ポイントが60の代理店の場合、代理店手数料は従来の60%となる仕組みです。

そしてこの制度の問題点は、どんなに業務能力が高かったとしても、規模が大きくなければ、大幅に増収しなければ、ポイントが上がらないことにあります。代理店の生活の問題だけではありません。2014年度の指標では、損害保険契約の91.4%が代理店扱いとなっています。損保代理店は、地域のセーフティネットの役割をも担っているのです。

消費者ニーズに反する

「手数料ポイント制度」

現在の代理店手数料制度は、2003年4月からスタートしました。その際、金融監督庁（当時）は、「代理店手数料の設定方法は、基本的には、損保会社と代理店が・・・消費者のニーズに対応しつつ、主体的に決めるべき事項」と述べていました。しかし、この制度のどこに「代理店の主体性」や「消費者ニーズ」があるのでしょうか。



近畿財務局への要請行動

元損保ジャパン常務執行役員の栗山泰史さんは、この制度は「保険会社主導の動きであった点に特色があり」「消費者のためというよりも保険会社が効率化のために進めた変革」（保険毎日新聞、2月12日）と述べています。

代理店の損害率により手数料ポイントが決められるというのも消費者ニーズに反するものと言わざるをえません。

今年5月29日から、新保険業法が施行されます。手数料ポイント制度は、顧客重視という保険業法改正の趣旨には合致しません。ポイントは保険会社主導で、そこに顧客重視という発想はまったく見られないからです。

「代理店手数料ポイント制度」 の抜本的改善を求める

私たちの要求の基本は、規模が小さくとも、業務知識や能力のある代理店には、代理店業務を安定的に行いうる水準のポイントを与えるべきだということです。

手数料ポイント制度のせいで、地域に密着したすぐれた代理店がやっていけないとなれば、結局、そのしわ寄せは契約者に行きます。

私たちは、安定的な経営と社会的役割の発揮のために現行制度の抜本的な改善を求めます。

大阪損保革新懇アピール

「損保ジャパン日本興亜」経営者は介護産業の労働環境の改善に踏み出せ!

2015年12月、「ワタミ」過労自殺裁判の和解が発表されました。渡辺美樹社長が謝罪し、賠償金を支払うという画期的な内容です。ほぼ同じ時、損保ジャパン日本興亜は、ワタミの介護子会社の買収に続き、介護会社「メッセージ」の買収も発表しました。同社はこれから、ワタミ裁判和解の精神を遵守し、介護周辺産業の労働環境の改善を図るという新たな社会的役割を發揮するのか、あるいはこれらを無視して、損保産業に介護産業の劣悪な条件をそのまま持ち込み、自らの収益拡大のみに目を奪われるのか、が問われることとなります。私たちは、本アピールを内外に発表し、同社経営者に雇用責任の發揮を強く求めるものです。

1、この裁判は、26歳の正社員女性が過労で自殺したとして、遺族がワタミに損害賠償を求めているものです。当初責任を否定していた渡辺社長も、自殺は過労が原因であったことを認め、謝罪するとともに、約1億3000万円を支払うなどの和解が成立しました。ワタミがブラック企業の象徴として社会的批判を大きく受け、業績が悪化したことも和解に至った背景とされています。

今回の和解の特徴は、ワタミに対して徹底的な過重労働再発防止策を求めていることです。たとえば、「従業員の実労働時間を、正確かつ適正に記録し、実労働時間と異なる時間が就業時間として記録されることを徹底して防止する」など7項目にわたった改善策を具体的に示しています。

過労自殺、過労死が増大している現在、この和解内容は大変大きな意義を持っています。私たちはこの内容と精神が他産業労働者にも及ぶことを期待し、奮闘されたご両親や関係者に連帯と敬意の意を表します。

2、2015年10月、損保ジャパン日本興亜は「ワタミの介護子会社を210億円で買収する」と発表しました。次いで12月には「介護会社“メッセージ”(本社・岡山市)への出資比率を上げて、2016年3月までに51パーセント以上の子会社とする」と発表しました。殺人事件が起こった老人ホーム「アミーユ」はメッセージグループの一つです。「ワタミとメッセージ2社の売上高は1143億円、業界2位となる」と言います。生損保各社も介護事業参入に関心を寄せていますが、同社の姿勢・意欲が際立っています。

私たちは、同社がワタミの和解内容とその精神を最低限の基準として遵守し、さらに賃金水準の改善・向上を実現して、一企業の立場から「介護離職ゼロを実現する」「介護産業への就職希望者が増える」状況を作り出すような見識を發揮されるよう求めます。

3、損保ジャパン日本興亜は、2014年9月1日の合併前から、恒常的に希望退職者を募集してきました。「希望」退職と言いながら、水面下ではマニュアルにもとづく「退職強要」が繰り返して行われてきました。面談で言われるのは共通しています。「この会社であなたに働いてもらうところはありません」という一言です。これほど、長く会社で働いてきた人間の誇りを踏みしめる言葉はありません。2015年12月、私たちは大阪労働局にこの事実を報告し退職強要をやめさせるよう要請を行いました。

同社は、多くの「営業」職にまで「企画業務型裁量労働制」を適用していますが、これは明らかに労働基準法違反です。長時間労働とサービス残業を強いるこの制度の是正・改善も問われます。

また同社は、38年間損害サービスの職場で働いてきた小畑裕久さんが、2013年3月末、60歳定年に際し雇用継続を希望したのに対し、恣意的な考課評定によって継続雇用を拒否しました。小畑さんは裁判で闘っていますが、いよいよ今年、山場を迎えます。

これらの労働実態を見ると、ワタミの和解内容と精神を同社の労働者にも適用させなければなりません。

4、私たちは当面、次の要請を行い、損保ジャパン日本興亜に誠意ある態度の表明を求めます。

- ① 損保ジャパン日本興亜は、介護産業の労働環境の改善に踏み出し、損保産業の見識を示せ!
- ② 損保ジャパン日本興亜は、「希望退職」の名のもとにおこなっている「退職強要」をやめよ!
- ③ 損保ジャパン日本興亜は、違法な「企画業務型裁量労働制」を廃止せよ!
- ④ 損保ジャパン日本興亜は、小畑さんの継続雇用を認めて、職場に戻せ!

2016年4月 大阪損保革新懇